

仕 様 書

伐採木売払いについて、売主である札幌市を「発注者」とし、買主を「受注者」として、次のとおり仕様を定める。

1. 生産品名

伐採木

2. 大要

(仮称) 北部事業予定地において発生した伐採木の売払いを行うものである。

3. 概要数量

売払い対象 85.05 (空 m³)

ただし、数量は想定値（積算上の参考値）であり、現状・現物を優先とする。

4. 引渡し場所

(仮称) 北部事業予定地（札幌市東区中沼町 136-1896）

5. 引渡し期限

令和6年11月29日までとする。

なお、天災等受注者の責めに帰することができない事由により引取遅延のおそれがあるときは、直ちにその理由を発注者に届け出て遅延の承認を求めるこ。

6. 引渡し方法

契約後、すみやかに引き渡すこととする。

7. その他

- 不法投棄や不適正処理をすることがないよう「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」等の関係法令を遵守すること。
- 本生産品の引渡しを受けた後、計量票の提出を必要としない（清算は行わない）。
- 入札前に現物の確認を希望する場合は、希望日の3日前までに下記担当者に連絡すること。
- 現物確認及び引渡しの時間については、平日の10時から16時の間とし、発注者立会いのもとを行うこと。
- 本生産品は現状引渡しとし、搬出に伴う経費（材の切断・破碎や積込等を含む）については、受注者の負担によることとする。
- 搬出方法及びそれに付随する作業の方法について、事前に発注者と協議すること。
- 本生産品の積込み・運搬作業における安全対策は、受託者の責任において適切に行うこと。

8. 担当者

札幌市環境局環境事業部施設整備課 電話 011-211-2918 (担当：高桑)